

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう（条文解説）](#) 第7章 財政 (4)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう（条文解説） 第7章 財政 (4)

日本国憲法第八十六条 【 予算 】

内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

概要説明

本条は、財政民主主義（第83条）を財政計画の面から具体化した規定です。国の歳入、歳出は、毎年の予算で国会審議を経て財政の民主的統制が図られます。予算の作成・提出権限は、内閣にあり（第73条5号）、国会議決は、まず衆議院に提出され、衆議院の優越が認められています（第60条）。

内閣が作成した予算を国会の議決により修正できるかどうかという問題は、内閣の予算提出権を損なわない範囲で減額、増額修正とも可能であると考えられています。

語句説明

①会計年度・・・会計の便宜のために、一定の区切りで設けられた一年の期間。国の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日まで。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録**お申し込みはこちらです。**[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.